



川崎南支部だより

第521号 (令和元年7月発行)

発行者
(公社)神奈川労務安全衛生協会
川崎南支部
川崎区榎町5-13小林ビル101
電話 044-221-9082
FAX 044-221-9083
E-mail kawaminami@roaneikyo.or.jp
編集 広報委員会

「全国安全週間を迎えて」



日ごろから労働基準監督署の業務に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

今年も、全国安全週間を迎える季節となりました。週間の期間中や準備期間中には労働災害に関する統計資料を目にされることが多くなると思いますが、長期的には労働災害は確実に減少しています。傾向をわかりやすくとらえるために思い切って長いスパンで見てみると、全国の労働災害による死者数は、昭和36年には6712人でしたが、平成30年には909人となっています。

このような大幅な災害減少の背景には、産業構造の変化などの要因もあるでしょうが、やはり、企業の安全管理や法律などの規制がうまく機能してきたと考えるべきで、こ

れからも、今までと同じような対策を続けさえすれば災害の減少は続くように思えましたが、現実には、このような労働災害の減少傾向は10年ほど前から鈍化の兆しを見せています。

災害の減少率が鈍化している原因について簡単に決めつけることはもちろんできませんが、私が労働基準監督署での業務を通じて感じていることは、多発している第三次産業での災害を防止することの難しさと、生産設備や化学物質の多様化の影響です。

まず、第三次産業での災害多発ですが、近年では、販売業、飲食業、社会福祉施設などの第三次産業で発生する労働災害は、全産業で発生する災害の半数近くを占めています。このため、労働基準監督署でも、これらの業種について安全衛生管理体制の整備や多発している転倒災害防止などの対策を講じていますが、

事業場の数が多く、業態や問題点も多様であることもあり、なかなか目に見える成果が上がりません。

次に、生産設備や化学物質の多様化ですが、生産技術の進歩や流通の拡大の結果、労働安全衛生法などの法令に具体的な規制がない設備や物質が増えています。このため、職場の潜在的な危険を見つけ出し、これを除去・低減するリスクアセスメントの役割が大きくなっていますが、リスクアセスメントに対する取組みの状況は、企業規模などによって差があるのが実情です。

労働基準監督署でも、このような問題を乗り越えるべく努力していますが、そのためには神奈川労務安全衛生協会の会員事業場の皆様の御協力が不可欠です。

全国安全週間を契機として、日常の活動を再点検し、安全に対する取り組みをさらに前進させていただくようお願いします。

川崎南労働基準監督署長

鹿島 俊樹

鹿島署長

た。週間の期間中や準備期間中には労働災害に関する統計資料を目にされることが多くなると思いますが、長期的には労働災害は確実に減少しています。傾向をわかりやすくとらえるために思い切って長いスパンで見てみると、全国の労働災害による死者数は、昭和36年には6712人でしたが、平成30年には909人となっています。

このような大幅な災害減少の背景には、産業構造の変化などの要因もあるでしょうが、やはり、企業の安全管理や法律などの規制がうまく機能してきたと考えるべきで、こ

2019年度 全国安全週間 川崎南地区推進大会

(川崎南労働基準監督署関係団体連絡会)

今年も全国一斉に6月1日から6月30日迄を準備期間とし、7月1日から7日迄を本週間とする「第92回 全国安全週間」が展開されます。これに合わせ、去る6月6日に川崎市立労働会館において、全国安全週間川崎南地区推進大会が川崎南労働基準監督署鹿島署長、川崎南労働基準監督署関係団体連絡会各代表出席のもと、関係各社より多数の参加を得て盛大に開催されました。

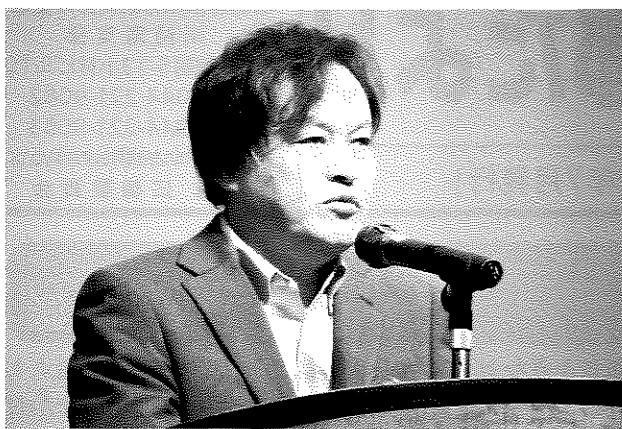
推進大会では、神奈川労務安全衛生協会川崎南支部長、川崎南労働基準監督署鹿島署長、川崎市経済労働局労働雇用部齋藤部長の挨拶に始まり、川崎南労働基準監督署の大須賀安全衛生課長による「全国安全週間実施要綱の説明」、「2019年度 労働衛生行政のあらまし」、「労働災害の動向」、「STOP!熱中症」、「STOP! 転倒災害」等の説明がありました。続いて、神奈川働き方改革推進支援セ



桙 支部長

ンターの望月氏より「働き方改革」について、説明と要請がありました。

第一部の最後に安全部会山田部会長から力強い「大会宣言」がなされました。



鹿島 署長

<宣言抜粋>

雇用労働情勢は、働き方改革関連法も順次施行され、雇用の安定化を図ると共に、労働時間管理を含め、働く者の安全と健康は最優先されるものであり「安全なくして企業なし」の原点を忘れてはならない。平成30年の川崎南労働基準監督署管内における労働災害発生状況は、死亡災害、休業災害共に増加し残念な結果となった。このような事態を改善すべく災害防止活動を強力に推進し労働災害発生の低減に適進する。本年は、「第一三次労働災害防止計画」の2年目にあたり、各事業者をはじめとした関係者は、計画の達成に向けた取り組みを推進する。第92回全国安全週間のスローガンに『新たな時代にPDC Aみんなで築こうゼロ災職場』を掲げ、本週間を契機に、事業所において経営トップの率先垂範のもと、全員参加でリスクの低減を図り、「安全」「健康」「快適」な職場の実現に向けて英知と力を結集し最大限の努力をすることをここに誓う。

(広報委員)



特別講演 年岡先生

は、事業主や現場代理人にとって大切な安全管理をサポートするコンサルタント業務に就かています。講演では、作業計画や個人における「認識」にポイントを置いて、「認識」を理解することによって安全管理を図ることを紹介して頂きました。具体的には、皆様もご存知の映画「八甲田山」の遭難事故の分析から、「認識」とリーダーシップをひも解き、2つの行軍の失敗と成功の例を挙げ、リスクアセスメントとリーダーシップについてのお話しでした。

大変に有意義な川崎南地区推進大会となりました。

(広報委員)

川崎南支部行事予定

開 催 日	曜 日	開 催 時 间	内 容	開 催 場 所	募 集 人 員
7月3・4日	水・木	9:30	安全衛生推進者養成講習会	武藏小杉ユニオンビル	50名
7月8・9日	月・火	9:25	職長教育	川崎市教育文化会館	80名
8月23日	金	10:00	KYトレーナー養成講習会	川崎市教育文化会館	60名
9月12・13日	木・金	9:25	職長教育	川崎市教育文化会館	80名
9月20日	金	13:30	交通労働災害防止研修会	川崎市立労働会館	100名

新規加入事業場紹介

2019年4月以降に加入されました事業場は次の通りです。今後のご協力をお願いいたします。(敬称略)

事 業 場 名	所 在 地	代 表 者 名	会 員 数	電 話 番 号
味の素食品(株)	川崎市川崎区鈴木町1-1	黒田 茂	653	044-332-3154

STOP!熱中症

重点取組期間（7月1日～7月31日）

WBGT指数計で作業現場の暑さ指数【WBGT値】をCHECK!
熱中症リスクを把握して、効果的な予防策を打ちましょう！

STEP1 WBGT指数計を正しく使い、WBGT値を計測します。

必ず『黒球』付きのJIS規格適合品を選びましょう。
日射や地面からの照り返し等の『輻射熱』をきちんと測ることが肝要です。吊り下げて測る場合は特に、黒球が陰にならないように注意してください。



WBGT指数計の使用例

『屋内または屋外で太陽照射のない場合』
『屋外で太陽照射のある場合』で条件が異なります。切り替え設定がある場合は必ず設定しましょう。

STEP2 衣類の組合せにより、補正值を加えます。

衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき補正值

衣類の種類	WBGT に加えるべき補正值 (°C)
作業服（長袖シャツとズボン）	0
布（織物）製つなぎ服	0
二層の布（織物）製服	3
SMSポリプロピレン製つなぎ服	0.5
ポリオレフィン布製つなぎ服	1
限定用途の蒸気不透湿性つなぎ服	11

暑い日・時間帯の作業開始時や、身体作業強度が“大”である時、特殊な作業服を着用する時、移動を伴う作業等で環境が変化する現場では、WBGT値をこまめに計測し、基準値と比較することが必要です。

STEP3 WBGT熱ストレス指数の基準値表を見て、熱中症リスクを確認します。

WBGT熱ストレス指数の基準値表（各条件に対応した基準値）※基準値を超えるといつでも熱中症が発生するリスクがあります。

区分	例	WBGT 基準値	
		熱に順化している人	熱に順化していない人
0 寂 静	安静	33 °C	32 °C
1 低 代謝率	● 楽な座位；軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け）；腕と脚の作業（普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作） 立位；ドリル（小さい部分）；フライス盤（小さい部分）；コイル巻き；小さい電気子巻き；小さい力の道具の機械；ちょっとした歩き（速さ3.5 km/h）	30 °C	29 °C
2 中 程 度 代 謾 率	● 持続した頭と腕の作業（くさ打ち、盛土）；腕と脚の作業（トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しゃくい塗装、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草刈り、果物や野菜を摘む）；軽量な荷車や手押し車を押したり引いたりする；3.5～5.5 km/hの速さで歩く；鍛造	28 °C	26 °C
3 高 代 謾 率	● 強度の腕と胴体の作業；重い材料を運ぶ；シャベルを使う；大ハンマー作業；のこぎりをひく；硬い木にかんなをかけたりのみで影る；草刈り；掘る；5.5～7 km/hの速さで歩く。重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする；鋸物を削る；コンクリートブロックを積む。	25 °C	26 °C
4 極 高 代 謾 率	● 最大速度の速さでとても激しい活動；おのを振る；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を登る、走る、7 km/hより速く歩く。	23 °C	25 °C
		気流を感じないとき	気流を感じるとき
		22 °C	23 °C
		18 °C	20 °C

注1 日本工業規格Z8504、1999年（人間工学-WBGT（湿球黒球温度）指標に基づく作業者の熱ストレスの評価-暑熱環境）附録A
「WBGT熱ストレス指数の基準値表」日本規格協会刊を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成した。

注2 热に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日热に曝されていなかった人」をいう。

36協定届の新しい様式

労働基準法改正によって法律に時間外労働の上限が規定されたため、36協定で定める必要がある事項が変わりました。このため、36協定届の新しい様式を策定しています。

- 時間外労働又は休日労働を行わせる必要がある場合には、以下の事項について協定した上で、36協定届（様式第9号）を所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。

新しい36協定において協定する必要がある事項		
労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合		
労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる労働者の範囲		
対象期間（1年間に限る）	1年の起算日	有効期間
対象期間における ✓1日 ✓1か月 ✓1年 について、労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日		
時間外労働+休日労働の合計が ✓月100時間未満 ✓2~6か月平均80時間以内 を満たすこと		

- 臨時的な特別な事情があるため、原則となる時間外労働の限度時間（月45時間・年360時間）を超えて時間外労働を行わせる必要がある場合には、さらに以下の事項について協定した上で、36協定届（様式第9号の2）を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

新しい36協定において協定する必要がある事項	
限度時間を超える場合	臨時に限度時間を超えて労働させる必要がある場合における ✓1か月の時間外労働+休日労働の合計時間数（100時間未満） ✓1年の時間外労働時間（720時間以内）
	限度時間を超えることができる回数（年6回以内）
	限度時間を超えて労働させることができる場合
	限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置
	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
	限度時間を超えて労働させる場合における手続

- 大企業であれば2019年4月以後の期間のみを定めた36協定から、中小企業であれば2020年4月以後の期間のみを定めた36協定から、新しい様式で届出してください。
- 経過措置期間中であっても、上限規制に対応できる場合には、新しい様式で届出してもかまいません。
- 新技術・新商品等の研究開発業務に関しては、時間外労働上限規制の適用除外とされているため、一般労働者とは異なる様式となっています。（様式第9号の3）

※適用が猶予される事業・業務（建設事業、自動車運転業務、医師、鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業）については、猶予期間中（2024年3月31日まで）の様式として、従前のものを踏まえた様式となっています。（様式第9号の4、第9号の5、第9号の6、第9号の7）

働き方改革関連法 Q&A

《改正労働基準法》

- 年次有給休暇の取得を労働者本人が希望せず、使用者が時季期指定を行っても休むことを拒否する場合はどうしたらよいですか？

使用者が時季指定した日に労働者が自らの判断で出勤し、使用者がその労働を受領した場合には年次有給休暇を取得したことにはなりません。よって労働者が年次有給休暇を確実に取得できるよう工夫する必要があります。

- 管理監督者にも年5日の年次有給休暇を取得させる必要がありますか？

管理監督者にも取得させる必要があります。

- 使用者による時季指定義務は中小企業にも適用されますか？

企業規模にかかわらずすべての事業場に適用されます。

《改正労働安全衛生法》

- 事業者が産業医等に提供する労働者の健康管理等を行うために必要な情報のうち「休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり80時間を超えた労働者の氏名、当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報」とあるが、該当する労働者がいない場合においても、産業医に情報を提供しなければならないですか？

該当者がいないという情報を産業医に情報提供する必要があります。

「監督署届出手続講習会」

5月24日（金）に川崎市教育文化会館において「監督署届出手続講習会」が開催されました。監督署への各種届出手続きを円滑に進めるためのガイドラインを知りたいという要望に応え、開催され60社、73名の方が受講されました。

講習は、3セクションに分かれて行なわれ、川崎南労働基準監督署の大野監督官（第1方面主任）、高橋監督官（第2方面主任）、石田監督官（安全衛生課）、加藤氏（特定社会保険労務士、中小企業診断士）による説明がありました。

①就業規則・36協定等届出について

働き方改革関連法に伴う届出様式の変更を中心に、適用事業報告、就業規則（変更）届、36協定届出等、13項目について項目毎の要件、チェックポイント、許可要件についての説明がありました。



講師の監督署
大野監督官（左）と高橋監督官



受講者の方々

②労働安全衛生法令に関する届出について

管理者選任報告、死傷病報告、健康診断報告、設置・移転・変更届等19項目についての項目毎の記載上のポイント等を事例、手続きマニュアルを元に説明がありました。

③労働災害保険及び労働災害発生時の届出について

労災（業務・通勤・災害）手続き、補償給付支給請求、労働保険管領届出等20項目について記載上のポイントを手続きマニュアルを元に説明がありました。

今回の講習会では、働き方改革関連法に伴う届出様式の変更等、事例、マニュアルを元にした説明であり又、タイムリーな内容であり有意義な講習会でした。

様式は、厚生労働省のHPでダウンロード出来ます。使用したテキスト（届出様式集）は、川崎南支部で販売しています。必要な方はご連絡下さい。
(一部：2,500円)

(広報委員)

事務局長を退任するに当たって

大丸 康二

令和元年6月1日を持ちまして川崎南支部の事務局長を退任しました。

平成24年4月に事務局長に就任し、以来7年間、川崎南労働基準監督署をはじめ歴代の支部長、副支部長、各部会並びに各委員会の幹事の皆さま、更には会員の皆様のご協力があって業務を進めることができました。

出来ました。ここに改めて感謝申し上げます。

この7年間を振り返ってみると、経済情勢の影響による会員の減少、受講者の減少等により支部を取り巻く状況は厳しいものでしたが、大きな問題もなく何とか無事に遂行できました。繰り返しになりますが、7年間本当に有難うございました。

新事務局長の挨拶

村松 ルミ子



前事務局長大丸康二の後任としてこの6月から事務局長となりました村松ルミ子です。

平成14年10月に川崎南支部の事務員として採用され、以降事務局のお役に立てるよう勤めてまいりました。

これからは、事務局長として更なる努力をし、川崎南労働基準監督署をはじめ、支部長、副支部長、各部会幹事、各委員

会委員ならびに会員事業場の皆様と協力して川崎南支部を守り立てまいりたいと思っております。

協会事務局は、会員事業場の安全衛生及び労務管理向上のため、教育講習を中心に活動を行っております。

今後とも皆様のご指導、ご協力のほど宜しくお願い申し上げまして就任の挨拶とさせていただきます。